

(様式1-1) 臨時運行許可申請書

係	係長	副課長	課長

自動車臨時運行許可申請書

佐賀県小城市長 江里口 秀次 様

令和 年 月 日

申請者住所

氏名又は名称 (印)

電話番号 ( )

下記のとおり臨時運行をしたいので道路運送車両法第34条第1項及び同法施行規則第21条の規定により申請します。

車名		運行の目的			
形状 (該当箇所に○をつける)	1. バス 2. 乗用車 3. トラック 4. 側2 5. 2輪 6. その他 ( )	運行の経路	(発地) ~ (経路地) ~ (着地)		
車台番号		運行の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
保険会社名		保険期間	自 令和 年 月 日	保険証 確認者印	※ (印)
保険証明書番号	第 号		至 令和 年 月 日午前12時		
許可年月日	令和 年 月 日※	許可期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで※		
許可番号	第 号 ※	許可証・許可番号 標返納及び 確認者印	令和 年 月 日	※ (印)	※ (印)
許可番号標の番号	※				
備考	※				

(注1)

(注2) 申請書裏面の遵守事項を確認のうえ、記入してください。

(注3) ※印の欄以外の箇所に記入してください。

## 臨時運行許可を受けた者の遵守事項

申請者は、許可を受けたときは次の義務事項を守り、安全で秩序ある臨時運行を行うよう絶えず心がけて下さい。

1. 自賠責保険（共済）証明書を携帯すること。
2. 臨時運行許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示すること。
3. 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金、ワイヤーなどで脱落しないように確実に取り付け、表示すること。但し、二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面の番号標を省略できるので、後面一枚のみの表示でよい。
4. 運行中、自動車を離れる場合は、番号標等の盗難のおそれのないよう留意すること。
5. 番号標等を取り外した場合は、常に手元に保管し、紛失防止に努めること。
6. 許可の有効期間が満了したときは、許可証及び許可番号標を速やか（その日から5日以内）に返納すること。
7. 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該許可番号標を使用しないこと。
8. 万一、許可証及び許可番号標を紛失した場合は、直ちに許可を受けた行政庁に連絡し、指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出ること。
9. 許可を受けた目的以外で使用しないこと。